江東区立第四大島小学校PTA会則

第１章　　名称

第１条　この会は江東区立第四大島小学校ＰＴＡと称し事務所を学校内に置く。

第２章　　目的および活動

第２条　この会は父母と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童・青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。

第３条　この会は前条の目的をとげるために、次の活動をする。
１．よい父母、よい教員となるように努める。
２．家庭と学校との緊密な連絡によって、児童・青少年の生活を補導する。
３．児童・青少年の生活環境をよくする。

第３章　　方針

第４条　この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
１．児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
２．特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
３．この会、またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
４．学校の人事その他の管理には干渉しない。

第４章　　会員

第５条　この会の会員となることができるものは次のとおりである。
１．第四大島小学校に在学する児童の父母またはこれに代わる者（学校に届け出た保護者）。
２．第四大島小学校の校長および教員。

第６条　この会の会員は会費を納めるものとする。
１．会費は年額4,800円とし、金額は毎年定期総会で決定する。

第７条　会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第５章　　経理

第８条　この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によって支弁される。

第９条　この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条　この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条　この会の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする。

第６章　　役員、学年代表、学級委員長、学級委員およびその選出

第12条　　この会の役員は次のとおりとする。
会長、副会長、会計、会計監査、庶務。

第13条　　この会の学年代表、学級委員長、学級委員は次のとおりとする。
１．学年代表は各学年より１名を学級委員長より互選で選ぶ。
２．学級委員長は各学級より１名を選ぶ。
３．学級委員は委員会の数に合わせて各学級より選ぶ。

第14条　　役員の選任は次のとおりとする。
１．役員は別に定める役員選出要項により選ぶ。但し２名の範囲内で会長内定者の指名もありうる。
２．役員のうち副会長１名、会計２名、庶務２名は教員の中より互選にてその内定者を選出し、総会にはかり決定する。
３．役員に欠員を生じた時は運営委員会にて選出補充する。

第15条　役員の任期は２年、学年代表、学級委員長、ならびに学級委員の任期は１年とし、再選を妨げない。欠員を生じた場合は前任者の残任期間とし、その選出は役員においては運営委員会により決議し、学年代表においては当学年の学級代表の中より決定し学級委員長、学級委員においては当学級にて決定する。

第７章　　役員、学年代表、学級委員長、学級委員の任務

第16条　　役員、学年代表ならびに学級委員長の任務は次のとおりである。
１．会長は本会を代表し、総会および諸会合を招集し総括する。
２．副会長は会長を補佐し、各委員会を担当する。会長不在のときは、その職務を代行する。
３．会計は総会が決定した予算に基づいて、この会の全ての収支を記録し、会計事務を処理する。会計監査の監査を経た決算報告をなし、この会の財産を管理し、予算の立案に協力する。
４．会計監査は本会の収支につき随時監査する。
５．庶務は総会ならびに諸会合の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録し、記録、通信その他の書類を保管し会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。
６．学年代表は当学年の学級委員長の代表となる。
７．学級委員長は当学級の学級委員の代表となる。この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案する。
８．学級委員はこの会の活動の中心となる。

第８章　　委員会

第17条　　この会の目的達成と向上をはかるために下記の委員会を置く。
この会の会員はすべての事業に参加することができる。

１．学年委員会
２．子ども会委員会
３．広報委員会
４．イベント委員会

第18条　１．各委員会の事業は各学級より選出された委員、及び教員をもって実行委員とする
２．学年委員会を除く各委員会は実行委員による互選により委員長１名、副委員長３名を選出する但し副委員長１名は教員より選出する。２以上の正副委員長を兼ねることはできない。
３．各委員会は、各事業要項に基づき、研究、協議、計画し、会長に連絡、報告し実行する。

第９章　　会議

第19条　１．役員会は役員、校長、副校長、主幹をもって構成され、会務執行の運営機関とする。ただし、必要に応じて学年代表、委員会委員長、教員代表も出席する。
２．役員会は会長が必要と認めたとき、または構成委員の四分の一以上の要求があったとき開催する。
３．評議員会は役員、校長、副校長、主幹、学級委員長、委員会正副委員長をもって構成され、この会の決議機関とする。
４.評議員会は会長が必要と認めたとき、または構成委員の四分の一以上の要求があったとき開催する。議決は出席者の過半数をもって決する。
５．学年委員会は当学年の学級委員長、学級委員、教員および役員をもって構成され、会運営の推進機関とする。
６．各事業委員会は正副委員長、実行委員および役員をもって構成され、各事業の運営推進機関とする。（子ども会、広報、イベント）
７．合同委員会は各委員会の正副委員長および役員をもって構成され、総括的な事業の行動計画、予算配分を研究し、相互の連絡機関とする。
８．上記の委員会は会長が必要と認めたとき、または構成委員の五分の一以上の要求があったとき開催する。

第１０章　　総会

第20条　総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
１．総会は定期総会及び臨時総会とする。
２．定期総会は毎年４月または５月中に開催する。
３．定期総会は事業報告、及び会計監査を経た決算の報告を行い承認を得る。
会則の改正を決議し、並びに役員内定者の決定をする。
４．定期総会は予算案、事業計画案を審議し決定する。
５．臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催する。
６．総会の議決は出席者の過半数で決する。
７．総会は会員の五分の一以上の参加を得て成立する。但し委任状の提出をもって、参加人数に加えることは妨げない。

第１１章　　その他

第21条　この会には必要に応じて、相談役、顧問を置くことができる。その場合総会の決議を要する。

第22条　この会は必要に応じて特別会員、賛助会員を置くことができる。その場合運営委員会

の決議を要する。

第23条　この会の会員は、この会の全ての会合に出席することができる。但し当該司会者または議長の指示に従うものとする。

第24条　この会の会則は必要あるとき、細則、または付則を付けることができる。会則の 改正に関しては、直近の総会にて決議承認を得るものとする。

第25 条　本会の役員は本会の他の役職を兼ねることはできない。

第26 条　委員会の事業要項は別記のとおりである。

委員会事業要項

１．学年委員会

各学年委員会は学年ＰＴＡの推進、学校環境の整備、その他学校教育の協力に努める。併せて児童の長期休暇中の指導、登下校の安全管理、遊びの指導その他児童の校外における補導に努める。地域の健全育成事業への参加、遊び場所、登下校通路の危険箇所の点検、並びに安全対策を考える。その他校外における児童の環境整備、改善に努める。

２．子ども会委員会

子ども会は地域子ども会連合との協同事業に参加し、児童の地域内外での関わりに関する事業を計画立案して実行する。また、学校の文化的な行事に協力する。児童の体育の向上、保健衛生の環境の改善に努める。

３．広報委員会

ＰＴＡおよび学校の諸行事、諸計画を常に研究取材し、記録する。会員相互の親睦と連絡をはかるため会報を編集発行し、学校およびＰＴＡ活動等を広報を通じていっそう活発、かつ向上せしめるよう努める。

４．イベント委員会

学校及び会員相互の親睦をはかるため、四大まつりなどの事業を計画立案して実行する。児童の地域内外での関わりと親睦をはかるため地域の文化的な行事に協力する。

２０２５年４月現在